

## 新ひだか町告示第59号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、令和5年度及び6年度において、新ひだか町が発注する工事等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請等について、次のとおり定める。

令和4年11月10日

新ひだか町長 大野克之

### 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等

#### 第1 資 格

##### 1 基本的資格要件

新ひだか町が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）の要件は、次の（1）から（5）までのいずれにも該当することとする。

- （1）政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- （2）政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- （3）次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）
  - イ 都道府県税（法人事業税、法人道民税等）
  - ウ 市区町村民税（住民税等）
- （4）次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- （5）申請者（資格者）又は、その代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、新ひだか町暴力団の排除の推進に関する条例施行規則（平成25年規則第20号）第4条に定める排除対象者でないこと。

##### 2 契約の種類による資格要件

###### （1）工事の請負契約

ア 工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

（ア）令和4年12月1日（随時の申請の場合にあつては、申請をしようとする月の

初日)現在において、申請を希望する業種に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)による建設業の許可を受けており、かつ、その建設業の許可を受けてから引き続き1年以上その事業を営んでいること。

(イ)資格審査の申請する日(その日が令和5年4月1日前である場合は、令和5年4月1日)の1年7か月前の日の直後の事業年度の終了の日(以下「基準日」という。)以後に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

イ 競争入札に参加しようとする者が、別紙の「建設工事に係る競争入札参加資格審査申請者の格付審査」において定める格付審査の工種及び対象者であるときは、その格付審査の方法により格付を行うものとする。

## (2) 設計等に係る契約

測量、地質調査、土木設計、建築設計、設備設計、技術資料及び道路清掃の契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 設計等の契約についての競争入札参加資格者のうち測量又は建築設計に係る契約については、次の(ア)又は(イ)に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

(ア)測量に係る契約についての競争入札参加資格者は、測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けていること。

(イ)建築物の設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 令和4年12月1日(随時の申請をする場合にあつては、申請をしようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和4年12月1日の直前1ヵ年度決算期の間(随時の申請する場合にあつては、申請しようとする月の初日の直前1ヵ年度の決算期の間)にその契約の種類における売上高を有していること。

## (3) 公園草刈・清掃及び道路除雪に係る契約

公園草刈・清掃及び道路除雪に係る契約については、土木一式工事(格付対象者のみ)又は道路清掃の競争入札参加資格者で、新ひだか町内に常時、見積・入札・契約締結等の権限を有する営業所等を有している者でなければならない。

## 3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会(以下「中小企業組合等」という。)が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち、別に定める項目にあつては、当該組合と組合員(組合が指定する組合員)の合計値とすることができる。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者が構成員の過半数を占めているとき。

#### 4 審査基準日 令和4年12月1日

(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日を基本とする。)

## 第2 資格審査の申請の方法等

### 1 申請の方法等

- (1) 申請の方法等は次のとおりとする。ただし、(4) から (7) に掲げる者は、この限りではない。

#### ア 申請の方法

申請者は、インターネットを利用して、イに掲げる北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)にアクセスし、エの北海道市町村入札参加資格共同審査協議会が運用する北海道市町村入札参加資格共同審査システム(以下、「共同審査システム」という。)に必要な情報の入力及び添付が必要な書類情報を送信することによって行う資格審査の申請(以下「電子申請」という。)を行わなければならない。

#### イ 共同審査システムのシステム利用申請及び電子申請入り口等

ポータルサイトへのアクセスは、次のホームページアドレスからによる。なお、共同審査システムの稼働時間については、ポータルサイトにおいて掲示する稼働日時による。

<北海道市町村入札参加資格共同審査ポータル>

URL : <https://www.hoctec.info/kyoshin/>

#### ウ 共同審査に係る申請の手引き及び様式等の入手先

共同審査に係る申請の手引き及び様式等は、ポータルサイトに掲載の資料よりダウンロードするものとする。

#### エ 共同審査に関する運営及び問い合わせ先

<北海道市町村入札参加資格共同審査協議会>

一般財団法人北海道建設技術センター

入札参加資格審査担当

TEL : 011-733-2322

(電話受付時間 土・日・祝日を除く午前9時00分から午後5時00分まで)

E-mail : [kyoshin@hoctec.or.jp](mailto:kyoshin@hoctec.or.jp)

(メールによる問い合わせは24時間送信可能)

#### オ 共同審査システムの利用環境等

ポータルサイト掲載の利用環境の準備を要する。

#### カ 共同審査システムの利用申請

申請者は、インターネットを利用して、ポータルサイトにアクセスし、共同審査システムの利用に必要な事前の手続きを行うものとする。

#### キ 資格審査申請情報の電子申請

利用手続きの申請完了後に通知されるログインID及びパスワードにより、ポータルサイトの共同審査システムへアクセスし、入札参加資格審査申請の画面上の申請フォームに必要事項を入力の上、申請情報及び共同審査申請の手引き等において添付が必要と明記している紙媒体の添付書類をPDFファイル形式に電子化したものを併せて送信しなければならない。

#### (2) 申請の時期等

##### ア 定期の申請をする者

受付期間 令和4年12月12日（月）から令和5年1月31日（火）まで  
（土曜日、日曜日及び新ひだか町の休日を定める条例（平成18年条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く。）

なお、ポータルサイトにおいて掲示する電子申請の受付期間及び時間においては、その日時によるものとする。

##### イ 随時の申請をする者

共同審査申請の手引きに定める電子申請の受付期間とする。

(3) 新ひだか町内に本店又は支店、営業所等を有している場合は、1つの本店又は支店、営業所等で申請すること。

(4) 共同企業体については、当該共同企業体が結成されたときとする。

(5) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等については、(1)によるほか、当該証明を受けたときとする。

(6) 設立の際の構成員の過半数が競争入札参加資格を有する者である企業組合又は協業組合については、(1)によるほか、当該企業組合又は協業組合が設立されたときとする。

(7) 特に町長が必要と認めた者については、町長の指定する日とする。

## 2 共同企業体の競争入札参加資格等

共同企業体の競争入札参加資格の種類、申請の時期及び方法等については、共同企業体の種類、発注する工事その他の入札ごとに別に定めるものとする。

## 第3 参加資格を有する者の名簿への登載

(1) 共同審査システムでの申請受理及び形式審査後、新ひだか町による競争入札参加資格の審査の結果、競争入札参加資格者と認められた者については、令和5年度及び6年度において、新ひだか町が発注する工事等に係る競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載される。

(2) 資格者名簿は、第5に定める有効期間の間、次の事項について新ひだか町のホームページにおいて公表するものとする。

ア 競争入札参加資格者の商号又は名称、所在市町村等

イ 登録業種、格付業種についてはその評価点及び内訳

## 第4 資格審査結果の通知等

競争入札参加資格者に係る資格審査の結果通知については、資格者名簿を新ひだか町ホームページにて公表することにより、結果の通知に代えるものとする。

なお、参加資格を有しないと決定したときは、別途、競争入札参加資格結果通知書により通知するものとする。

## 第5 資格の有効期間等

### 1 資格の有効期間

- (1) 資格の有効期間は、定期の申請の場合にあつては、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで、随時の申請の場合にあつては、資格を有することと認められた旨の通知があつた日（有効期間の開始日）から令和7年3月31日までとする。
- (2) 定期の申請により資格を有することとされた者にあつては、令和5年4月1日以後の入札に参加する資格を得ることができるが、随時の申請により資格を有することとされた者は、資格を有すると認められた旨の通知があつた日（有効期間の開始日）以後の入札に参加する資格を得ることができる。

### 2 有効期間の更新手続

1の(1)の有効期間を更新しようとする者は、令和5年度に令和6年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

## 第6 資格の喪失

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該資格は喪失するものとする。

- (1) 政令第167条の4に該当したとき。
- (2) その他第1の1（第1の1の(3)に規定する資格要件は除く。）、2又は3に定める要件を欠くに至ったとき。
- (3) 競争入札の参加資格申請において、虚偽その他不正な手段により登録を受けたとき。
- (4) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- (5) 競争入札参加資格の取消しの申出があつたとき。

## 第7 資格審査の再申請

### 1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするときは、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 競争入札参加資格者の当該資格に係る事業又は営業が相続、合併、譲渡又は会社分割により承継したとき。
- (2) 競争入札参加資格者（建設工事の資格に限る）が、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたとき又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたとき。
- (3) 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である競争入札参加資格者がその構成員（競争入札参加資格者であるものに限る。）を変更したとき。
- (4) 企業組合又は協業組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更したとき。

## 2 再申請の方法

再申請しようとする者は、第2に定める共同審査システムを利用した申請の方法等の例により速やかに届出しなければならない。

## 第8 資格申請内容の変更

1 競争入札参加資格者は、次のいずれかに該当したときは、速やかに変更内容の届出をしなければならない。

- (1) 商号又は名称に変更があったとき。
- (2) 組織に変更があったとき。(協同組合等にあつては構成員に変更があったとき。)
- (3) 代表者に変更があったとき。
- (4) 所在地に変更があったとき。
- (5) 電話番号に変更があったとき。
- (6) 使用印鑑に変更があったとき。
- (7) 営業許可等に関する事項(単純更新を含む。)に変更があったとき。
- (8) 有資格者に関する事項に変更があったとき。
- (9) その他、申請内容に変更があったとき。

## 2 変更届出の方法

変更の届出をしようとする者は、第2に定める共同審査システムを利用した申請の方法等の例により速やかに届出しなければならない。

## 第9 資格の辞退(喪失)届出

1 競争入札参加資格者は、次のいずれかに該当したときは、速やかに資格辞退(喪失)の届出をしなければならない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しないとき。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないとき。
- (3) その他第6の資格の喪失要件に該当するに至ったとき。

## 2 辞退(喪失)届出の方法

辞退(喪失)の届出をしようとする者は、第2に定める共同審査システムを利用した申請の方法等の例により速やかに届出しなければならない。

## 第10 この告示に関する問い合わせ先

新ひだか町の資格審査申請に関する問い合わせ先

日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号

新ひだか町役場 総務部契約管財課契約グループ

電話 0146-49-0278

## 建設工事に係る競争入札参加資格審査申請者の格付審査

### 第1 格付審査の対象工種

格付する建設工事の資格の種類（以下「工種」という。）は、次の工種とする。

- 1 土木一式工事
- 2 建築一式工事

### 第2 格付審査の対象者

格付審査の対象者については、新ひだか町内に商業登記法（昭和38年法律第128号）第17条第2項に規定する本店又は建設業法第3条第1項に基づく許可における主たる営業所（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙（2）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有するもので、前項の工種に参加希望する場合に格付審査を行うものとする。

### 第3 格付方法

工種ごとに有資格者の客観的要素による評点（以下「客観点」という。）及び発注者の技術・社会的要素による評点（以下「発注者別評価点」という。）を合計した評点（以下「総合点」という。）を算定し、総合点の分布、各等級の構成比、工事予定価格帯、工事量等を勘案し、格付を行うものとする。この場合において、工事種類間における調整に留意しなければならないものとする。

### 第4 客観点

前項の客観点は、建設業法第27条の23の第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年1月31日建設省告示第85号）に基づく審査の項目及び基準により算定された建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値（P点）とする。

### 第5 発注者別評価点

- 1 技術・社会的要素の審査項目は、次のとおりとする。
  - (1) 請負工事施工成績
  - (2) ホワイト企業マーク等への取組み
  - (3) 人材育成等への取組み
  - (4) 安全・安心への貢献
  - (5) 脱炭素化に向けた取組み
- 2 各審査項目の審査基準は、次のとおりとする。
  - (1) 請負工事施工成績について

新ひだか町から受注した同種工事のうち、定期又は随時の入札参加資格審査の申請する受付期間（審査基準日）の属する年度の4月1日を基準日とし、直前の過去2年間又はその過去2年間に完成した同種工事が無い場合は、過去4年間の請負工事施工成績評定点の平均値を次の算式によって計算した数値を評定数値として付与す

る。

$$\text{算式：評定数値} = (\text{施工成績の平均値} - \text{成績原点数値}) \times \text{反映係数} \\ - (65 - \text{施工成績}) \times \text{反映係数}$$

ア 反映係数は5とする。ただし、過去2年間に完成した同種工事が無い場合で、過去4年間を対象とするときは、反映係数は3とする。

イ 成績原点数値は85とする。

ウ 「過去2年間」又は「過去4年間」とは、基準日の前日までの2年間又は4年間とし、この期間に完成したものであれば、完成検査が期間外となったものも対象とする。

エ 工事施工成績の平均値に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。また、評定数値の下限值は0点とする。

オ 「同種工事」とは、それぞれ参加希望する工種と同一工種の実績のみを対象とし、それぞれの工種ごとに平均値を算出する。

カ 施工成績が65点を下回る場合は、工事1件ごとに(65-施工成績×反映係数)を減点する。

## (2) ホワイト企業マーク等への取組みについて

次の各項目に定める評価内容を確認できるものについて、当該項目ごとに定める点数を上限とし、評価点を付与する。

### ア ダイバーシティ経営への取組み

審査基準日(定期の申請にあつては、申請日現在とする。)において、経済産業省の「ダイバーシティ経営診断ツール」を活用し、「経営者」「人事」「現場管理職」別の取り組み状況の見える化を行う「ダイバーシティ経営診断シート」を作成し、多様な人材の活躍のための診断に取り組んだ事業者に対して、1点を付与する。

### イ 健康事業所宣言

審査基準日(定期の申請にあつては、申請日現在とする。)において、各保険者の取組みにおける健康経営への事業所宣言を行っている事業者に対して、1点を付与する。

### ウ ホワイト企業マーク等の取得

審査基準日(定期の申請にあつては、申請日現在とする。)において、健康経営優良法人認定制度(経済産業省)、ホワイトマーク(安全衛生優良企業公表制度・厚生労働省)、ユースエール認定(厚生労働省)、くるみんマーク認定(厚生労働省)、プラチナくるみんマーク認定(厚生労働省)、えるぼしマーク認定(厚生労働省)、プラチナえるぼしマーク認定(厚生労働省)等のホワイト企業マークの認定を受けている事業者に対して、3点を付与する。

その他、北海道の取り組みとして行っている「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定を受けている事業者に対して、3点を付与する。

なお、審査・加点対象となる実績は1件のみとする。

## (3) 人材育成等への取組み

当該項目については、それぞれ該当する評価内容が複数確認できる場合であっても、審査・加点対象となる実績は1件のみとし、次のア、イ又はウの項目により3点



を上限として付与する。

ア 「インターンシップ等」の取組み

審査基準日の直前2年間に、北海道内に在住又は通学する中学生以上の生徒・学生を対象とした就業体験（インターンシップ）又は専門の実践的な技術及び技能の習得を目指す職場実習（デュアルシステム）の受入れを、北海道内の営業所で実施した事業者に対し、3点を付与する。

イ 「現場見学会や建設工事PRイベント等」の取組み

審査基準日の直前2年間に、北海道内において、小中学生や高校生などを対象とした現場見学会又は建設工事PRイベント等を実施した事業者に対し、3点を付与する。

ウ 人材育成の取組み

審査基準日の直前2年間に、技術者の技術力向上への取組として、技術講習会や研修会等への参加により、資格の取得など技術力の向上を目指す職員をサポートした事業者に対し、3点を付与する。

その他、国、特殊法人又は地方公共団体等で運用する担い手の確保や育成に資する助成制度を活用し、事業者として組織的に人材育成への取組みを行った事業者に対し、3点を付与する。

(4) 安全・安心への貢献について

事業者が組織的に行う新ひだか町内での災害時等の対応について、次の各項目に定める評価内容を確認できるものについて、当該項目ごとに定める点数を上限とし、評価点を付与する。

ア 災害時の対応等

当該項目については、それぞれ該当する評価内容が複数確認できる場合であっても、審査・加点対象となる実績は1件のみとし、次の（ア）又は（イ）の項目により3点を上限として付与する。

（ア）災害時の対応

新ひだか町内において、審査基準日の直前2年間に、災害発生時における事業者が組織的かつ自主的・自発的に、無償で行う社会性・公共性を有する活動実績が確認できるものについて、3点を付与する。

（イ）事業継続力強化計画又は事業継続計画（BCP）の策定等

審査基準日（定期の申請にあつては、申請日現在とする。）において、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項の規定により事業継続力強化計画の認定又は事業継続計画（BCP）の策定をした事業者に対し、3点を付与する。

イ 消防団協力事業所の登録

審査基準日（定期の申請にあつては、申請日現在とする。）において、日高中部消防組合から消防団協力事業所の認定を受けており消防団協力事業所表示証交付書を取得している事業者に対し、2点を付与する。

ウ 地域社会の維持への貢献

当該項目については、それぞれ該当する評価内容が複数確認できる場合にあつ

ても、審査・加対象となる実績は1件のみとし、次の(ア)又は(イ)の項目により3点を上限として付与する。

(ア) 公共団体等との契約

新ひだか町内において、審査基準日の直前2年間に、国、特殊法人又は地方公共団体等との間に公共施設の維持業務又は除排雪業務の契約実績を有する事業者に対し、3点を付与する。

(イ) 自治会等との契約

新ひだか町内において、審査基準日の直前2年間に、自治会、町内会又は社会福祉協議会との間に維持業務や除排雪業務の契約実績を有する事業者に対し、3点を付与する。

(5) 脱炭素化に向けた取組み

審査基準日(定期の申請にあつては、申請日現在とする。)において、北海道グリーン・ビズ認定制度「優良な取組」部門登録実施要領第5の規定により登録された事業所のうち、ゼロカーボン北海道の実現に向けて具体的な取組を実践することを宣誓し、宣誓書の交付を受けた事業者に対し、2点を付与する。

## 第6 格付及び評価点の公表

第3の格付方法により審査を実施し格付を決定したときは、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第9条第1項の規定により定められている公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第17条第1項の規定により定められている公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に基づき、次の項目について、有資格者名簿とともに所定の方法により公表するものとする。

- (1) 格付審査の対象者の商号又は名称
- (2) 格付区分
- (3) 総合点
- (4) 客観点
- (5) 発注者別評価点の合計
- (6) 発注者別評価事項における評価項目別の点数

## 第7 その他

この格付審査の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。